

令和5年度茨城地方最低賃金審議会
第一回本審議会議事録

令和5年7月3日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年7月3日(月) 午前9時55分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
舟木 健生
水出 浩司

茨城労働局 局長 澤口 浩司
労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 川野 義光
室長補佐 中島 孝紀
賃金指導官 平戸 直美

議事次第

- (1) 会長、同代理の確認について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について
及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について
- (3) 茨城地方最低賃金審議会運営規程について
- (4) 茨城県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について
- (6) 今後の日程調整について
- (7) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から第62期第一回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、公益代表委員の菅野委員、労働者代表委員の星野委員、使用者代表委員の柳瀬委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により委員総数の3分の2以上、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日は、令和5年度最初の審議会の開催ですので、審議に入る前に、茨城労働局澤口局長よりご挨拶申し上げます。

澤口局長

皆さん、おはようございます。改めまして、茨城労働局の澤口でございます。3月の末に着任いたしました。大変お世話になりますけれども、よろしく願い申し上げます。今年度第一回目の地方最低賃金審議会ということで、大変お忙しい中、また暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には、労働行政の運営につきまして、多大なご理解、ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。コロナ禍の状況も落ち着いてきた、最近また感染が増えてきているという話を聞きますけれども、ポストコロナという状況になっておりまして、また、コロナ禍前と比べて状況が変わってきているかなと思っております。ウクライナ情勢であるとか、エネルギー・原材料物価の高騰とか、そういった状況もありまして、実質賃金がなかなか上がらない、マイナスが増えているという状況もあります。

雇用情勢でありますけれども、直近の有効求人倍率の状況を見ましても、1.4倍くらいで推移しているということで、求人が求職を上回っているというような状況が続いております。現場の状況を聞いても人手不足だということで、なかなか人材の確保ができないという声も聞かれるところであります。最低賃金につきましては、昨年は委員の皆様には大変ご

苦勞をおかけいたしました。真摯な審議をしていただき、過去最高額32円の引上げという答申をいただいたところであります。改めまして、皆様のご尽力に感謝を申し上げたいと思っています。我々としましても、地域の中小、零細事業者を含めて、賃上げができるようにということで、いろいろな支援であるとか、環境整備の取組みを我々としても引き続き取り組んでいきたいと考えているところであります。そして本年度の最低賃金の審議でありますけれども、今日から開始ということで、大変ご苦勞をおかけしますけれども、何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。先月16日に骨太の方針が閣議決定されました。その中で、最低賃金につきましては、今年度は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、最低賃金審議会ですっかり議論を行う。それから、地域間格差については、全国のランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る、とされたところでございます。そして、6月30日に中央の最低賃金審議会の方での議論が始まったということでありまして、このようなことから、当局におきましても、これからご議論をいただくということでもあります。大変ご苦勞をおかけしますけれども、何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。この暑い時期での議論でご苦勞をおかけしますが、今年度もよろしくお願ひ申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

中島補佐

続きます、委員の方をご紹介します。お手元に配付しております資料のNo.1をご覧ください。まず、名簿順にご紹介させていただきます。まずは、公益代表委員から、井出委員です。菅野委員は本日欠席となっております。続きます、清山委員です。野村委員です。松本委員です。労働者代表委員の方をご紹介します。大森委員

です。黒澤委員です。小坂委員です。星野委員は欠席となっております。続きまして、宮下委員です。使用者代表委員の方をご紹介します。遠藤委員です。澤畑委員です。舟木委員です。水出委員です。柳瀬委員は、本日欠席となっております。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。稲葉労働基準部長です。川野賃金室長です。平戸賃金指導官です。私、賃金室長補佐の中島です。どうぞよろしく願いいたします。

これより議題に入らせていただきますが、本来なら会長が議事進行するところですが、委員の皆様方の任期最初の審議会のため、会長及び会長代理が選任されておられませんので、選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

それでは議題（１）につきまして、会長及び会長代理の選出を行いたいと思いますが、会長及び会長代理の選出にあたりましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、公益代表委員から選出することになっております。審議会開催の前に、公益代表委員の打合せを行い、互選により候補者が選出されておりますので、ご報告申し上げます。会長候補者として清山委員、会長代理候補者として井出委員の名前が挙がっております。皆様、いかがでしょうか。

委 員

（異議なしの声）

中島補佐

それでは、ご確認いただきましたので、これからの議事進行につきましては、清山会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

清山会長

皆様、こんにちは。また始まってしまった、という感じではないかと思います。会長を務めさせていただきます清山です。昨年度の審議につきましては、32円という大幅な引上げ

につきまして、皆様の真摯なご審議の下で結審することができました。ありがとうございます。今年も今、局長から話があったとおり、中央最低賃金審議会の方で、基本的には首相マターでもあるような感じで、かなり厳しい審議がなされるのかなと思っています。それを受けた上で、地方はどういう審議をしていくかということになるのですけれども、基本的に今もう企業側では、原材料価格とかその他輸入資材等が上がって大変だという部分もあるということももちろんですし、また、人の確保がかなりタイトになって大変だということがあります。人手についていえば、県内の中小零細企業だけでなく、大手企業でも同じ状況です。飲食でも、小売でも、人が来てくれないということを知っていますけれど、製造業のところで、人が欲しいのだけれど採れていないという声を、この間見学に行ったところだけじゃなく、たぶん皆さんも様々なところで聞いていらっしゃると思います。そういう意味では本当に厳しい時代だなと思います。景況は、回復しているところは相当あると思いますがけれども、そういうところでも別の課題が出ていますし、また、別のかえって厳しい問題もあるのかなと思ったりもします。また、生計費という観点で言うと、やっぱり物価が相当上がっています。スーパーとかいろいろなところに行きますと、いろいろなものが全て高く見えてしまう。消費者目線でお買い物に行ったときにももの皆高く見えますね。ほとんどの人たちがそう見えていると思いますが、今日の新聞か何かでも、食料品と日用品の価格が実際に相当上がっていると出ていました。この夏はたぶん電気代のことも心配になっている人たちも結構いるということで、労使双方厳しい目線で審議がなされるのではないかと思います。それは当然のことかと思いますが、岸田総理大臣が、今年最低賃金の全国加重平均1,000円を達成することを含め最低賃金審議会でも明確な根拠の下ししっかり議論いただきたい、と述べていますので、中賃で出てきた審議の方針をある

程度尊重しながら、茨城地方の状況を踏まえながら皆さんとしっかり審議していきたいと思っております。是非ご協力賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局から議題（２）の茨城地方最低賃金審議会の公開又は非公開及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について説明をお願いいたします。

川野室長

本来であれば、ただ今から説明いたします、議題（２）の審議会の公開又は非公開、傍聴に関する手続きの説明の前に、審議会の運営規程（案）について先に説明し、審議をいただくところですが、昨年と同様に本日の第一回審議会は、公開となっております。その点を踏まえまして、傍聴人の入場の前に、審議会の公開・非公開、傍聴に関する手続きについてご審議をいただきたく、運営規程（案）の前の議題とさせていただきます。

それでは、私から、審議会の公開又は非公開の決定に関する手続き（案）、傍聴に関する事務処理手続き（案）についてご説明いたします。お手元の資料No.3、5ページから6ページ及び資料No.4、7ページをご覧ください。

ただ今、申し上げましたように、運営規程（案）については、このあと議題（３）において審議をいただくこととなりますが、過去、その年の運営規程に基づきまして本審は原則公開ではありますが、従前から本審の採決や専門部会の金額審議については、非公開としておりました。審議会、議事録の公開・非公開につきましては、会議の透明性を確保する観点から、ここ数年、会長、労使代表と協議をさせていただいている状況です。昨年、会長との打合せの際、事務局に対し、審議会の公開・非公開において、労使の皆様は、現在、非公開としている部分を公開することによってどのようなリスクがあるのか、どのような影響があるのか、などの不安要素があるのではないかと思う、とのお考えで、本審におい

て、非公開又は一部非公開から全部公開となった県があれば、その経緯、公開としてどうであったかなど確認していただきたい、との指示があり、昨年12月に全国に照会し、情報収集を行いました。それから、特賃の必要性審議に係る参考人意見陳述は、企業の経営状況等の意見聴取もあるので、使用者側の参考人の人選が困難になると考えられることから、この部分は使用者側への配慮も必要であり、本審を全部公開している局から意見聴取の内容、選定する経営者の幅などを確認してはどうか、とのご意見もありました。本審を全部公開している局に確認した結果につきましては昨年度の第九回審議会において説明したところです。そして、その段階におきまして、公開の流れは進むということは推測されるものの、中賃の公開に係る全員協議会の結果報告がまだ出ていないため、結果報告がまとまってから審議するということになっておりました。今回、本年4月に開催されました中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえて、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至ったとされております。そのため中賃は、今年度から目安小委員会において、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開、要は傍聴を可能とする、という対応を行う予定です。このような状況を踏まえまして、当局でも5月に労使の代表と打合せの上、意見集約、検討をお願いしましたところ、本審の金額審議に係る採決に至っては労使とも公開しても問題ないとの意見をいただきましたが、本審の参考人意見陳述については、使側としては自社の経営状況等に触れオープンになるので非公開が望ましいとの意見であり、労側としては問題はないが使側の判断に委ねたい、とのことでした。専門部会につきましては、第2次金額提示以降は提示額の理由等の説明が必要となり、現行のままでは傍聴人から不信感を持たれ

る、率直な意見の交換などが損なわれるおそれがある、など労使とも非公開との意見でした。そして、本年度は、他県の状況の様子見、情報収集し判断すべきとの意見をいただき、その結果を清山会長にお伝えしたところです。

机上に参考のため配布させていただいた資料ですが、非公開：参考資料1というものをお配りしています。この資料につきましても、3月の第九回審議会で配布したもので、赤字が茨城では非公開という状況になっております。ちなみに、参考としまして、これから審議会で審議が行われるということで確定したものではありませんが、他県の事前情報ですが、本年度の専門部会の公開・非公開予定について、未定が4県、非公開が5県、公開が1県、一部公開が30県ということのようです。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

清山会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の川野賃金室長のご説明に、それぞれ労使の方から補足も含めてご意見を賜りたいと思います。まず労働者側の方から、いかがでしょうか。

大森委員

はい、ただ今室長からの報告にありましたように、採決の部分については問題ないと思いますが、金額審議等については、もう少し他県の状況とか公開することによっての影響とかを見極めてから公開とした方が良いと思いますので、金額審議については現行どおりお願いできればと思います。

清山会長

ありがとうございます。それでは、使用者側いかがでしょうか。

澤畑委員

はい。使用者側も同じ意見で大丈夫だと思います。

清山会長

それでは、運営規程の審議はこの後になりますが、第6条で、審議会は、原則公開となっています。しかし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、非公開の取り扱いをしています。

先ほど説明があった全員協議会報告も踏まえたと、原則公開の方向なので公開をしなくてはならないとは思いますが、労使ともに一致していますので、まず本審については、これまで採決の部分は非公開だったわけですけれども、第三回と第七回の採決部分も公開とし、第三回と第七回は一部ではなくて全公開としてはいかがかと思えます。それから、労側からも考慮したいということが出たと思うのですけれども、使用者側は参考人としてお話してくださる適切な方を選んでご協力をお願いをしてくださっているかと思えます。その方々の個人情報等が表に出ることによって、適切な方の選定であるとか情報の提供や意見交換など審議にちょっと支障が出かねないというご懸念をお持ちです。この懸念はもっともなことだと思いますので、例年どおりこの部分は非公開ということでよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

清山会長

あと、専門部会に関してなのですが、先ほど賃金室長からご説明があったとおりなのですが、今現在、未定と全く公開しないのが9県で、30県が一部公開なのです。一応、今回どうかということをお聞きするのと同時に、今回非公開でも来期のために情報の提供をしたいと思えます。私も少しいろいろなところから話を聞いたのですけれども、一部公開と言っても相当開きがあるようです。例えば皆さんが専門部会で最初に、この審議にどのように臨むかという基本的な

スタンスをお話になりますよね。この部分だけを傍聴人を入れて、公開しても一部公開なのです。ですので、もしかしたら、労使ともにそのことについては全国レベルでもかなり発信していらっしゃるし、おそらく地方レベルでもそれぞれの組織の中でとか、いろいろな形で公表されている部分かと思います。公開が金額提示の前のところまででも構わないとしたら、その公開というのはいり得るのではないかと、そこまでは支障がないのではないかと考えているところです。今日急に出てきてもちょっと困るよということもおありかもしれないので、この件について、特に無理をする気は私の方ではありませんが、いかがでしょうかということ投げかけたいと思います。全国的にはかなり公開の方向に、一部なりとも公開の方向にということが出ていますので、一応お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。では、大森委員から。

大森委員

考え方のところであれば、問題ないと思います。

清山会長

ありがとうございます。澤畑委員、いかがでしょうか。

澤畑委員

そうですね、考え方のところは大丈夫かなと思いますが。

清山会長

ありがとうございます。私もずっと、公開と言っても、審議に影響が出るようだと困るので、今年無理したくないなと思っていろいろ聞いてみたらそういうことでした。事務局でも、それでも一部公開になるということでしたので、そういうことであれば、その部分のみ一部公開ということにしたいと思います。

川野室長

会長、よろしいでしょうか。

清山会長

はい、どうぞ。

川野室長

一回目の専門部会ですが、例年最初に部会長を選任したり労使の考え方を主張していただいたりするようになるのですけれども、金額提示まで行っているのではないかと思うのですが、そこまでやるのか、その前までで終わりにするのかどうしますか。

清山会長

先ほどこちょっとお伝えしたと思うのですがけれども、金額提示は、今回はどうなのかなと思って、もちろん皆さんが金額提示も公開していいよということであれば、そうしてもいいのですが、そこまで言うとは踏み込みすぎかなと思って、先ほどの提案は、その前の段階で止めてあったのですが、いかがですか。無理はされなくてもいいし、それは最初のスタンスだからいいよということであれば、止める必要はないということです。いかがですか。

大森委員

今の話は、次の本審の最初の時の考え方ではなくて、専門部会の最初ですか。

清山会長

専門部会の方です。専門部会が基本的に全部非公開になっていますが、全国的には30県でこれを一部公開にしています。そこで、最初の考え方を公開するというについて了解いただいたのかなと思っています。金額提示までは考えていませんでしたけれども、どうされますかと今もう一回聞かれたので、一応確認だけ取りたいです。もちろん、公開を止めるわけではありません。

大森委員

今までは一回目の専門部会で、金額提示を出していたのをその前の段階で退出してもらおうということですか。

清山会長

そうです。だから、その前の段階で退出してもらってもいいし、その後残ってもらっても、それは労使のお考えによって一致するところでやりたいと思います。労使の片方でも、ノーだということであれば、無理しないで今年は公開しないということできたいと思います。いかがでしょうか。

澤畑委員

使用者側の方は、考え方のみでお願いします。

大森委員

考え方だけでいいと思います。

清山会長

私も今回、それで妥当ではないかと思えますの。それでは、金額審議の前の段階で、基本的なスタンスを労使でお話しいただき、傍聴人の方には、そこまで入ってもらって、そのあとは退出していただくということにしたいと思えます。ありがとうございます。

清山会長

それではここで、傍聴人の方に入室していただきます。

(傍聴人会場へ入室)

清山会長

それでは、議題(3)の運営規程について、事務局の方から説明をお願いいたします。

川野室長

運営規程(案)について、ご説明いたします。運営規程(案)につきましては、昨年度と同じで変更箇所はありません。本年度、今期から委員になられた方もいらっしゃいますが、時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。お手元の配付資料No.2、2から4ページをご覧ください。お示ししている運営規程(案)は、文字どおり審議会の議事運営に関して定めたものです。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必

要な事項を定めるもの、という規程の目的です。第2条は、会議の招集等についての規程です。第3条は、小委員会等の設定についての規程です。第4条は、欠席についての規程で、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、会長に通知するとなっておりますが、事務的には、従来どおり、事務局の方にご連絡いただければと思います。第5条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第6条は、先ほど審議いただきました審議会にかかる公開又は非公開についての規程です。第7条は、会議の議事録についての規程で、第1項は、議事録の作成についてですが、会長及び会長が指名した委員2人がその内容を確認するというものです。第2項は、議事録と資料は公開するという定めですが、審議会の公開と同じ理由によって、非公開とすることができるという規程です。第3項は、非公開の場合には、議事録に代わる議事要旨を作成し公開する、としております。第8条以降につきましては、割愛させていただきます。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。議事録の確認につきまして、会長及び会長が指名した委員2人がその内容を確認すること、となっておりますが、労使双方の委員から1名ずつということで、労働者側委員は大森委員、使用者側委員は澤畑委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

清山会長

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、最後の附則の施行期日ですが、本日からの施行ですので令和5年7月3日と入れていただきまして、(案)を削

除してください。

委員 (了承の声)

清山会長 続きまして、運営規程第4条に、最低賃金審議会に出席できないときは会長に通知しなければならないと書いてありますが、ここは、従来から事務局に連絡をしていただいておりますので、そのようにお願いします。

続きまして、議題(4)の茨城県最低賃金の改正決定についての局長からの諮問がございます。

(局長から会長あて諮問文の手交)

清山会長 事務局より諮問文の朗読をお願いします。

平戸指導官 (諮問文の朗読)

清山会長 それでは、ただ今局長より諮問をいただきましたので、委員の皆様、審議の程どうぞよろしくお願ひいたします。なお、諮問に関する説明が事務局からございます。よろしくお願ひいたします。

川野室長 ご説明いたします。まず始めに、中央最低賃金審議会についてですが、6月30日に第一回本審が開催され、厚生労働大臣から、令和5年度の地域別最低賃金額改正の目安について、調査審議を求める旨の諮問がなされました。また、6月30日の本審での諮問に引き続き、第1回目目安小委員会が開催されております。その後、7月12日、20日、26日、予備日が28日と小委員会を重ねまして、7月28日金曜日か31日月曜日に開催予定の本審において目安額の答申がなされる予定となっております。中賃に諮問された諮問文は、本年6月16日に

閣議決定された骨太の方針2023等に配慮した調査審議を求めております。

ここで、資料No.24の後の参考資料①になります。骨太の方針と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の最賃に関する部分のみ抜粋してお配りしていますので、ご覧ください。1枚めくっていただき、赤で囲った下から12行目になります。読み上げます。最低賃金については、去年は過去最高の引上げ額となったが、今年には全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会でも、しっかり議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う、と記載があります。本日の諮問につきましては、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー・原材料物価高騰など経済への影響などがありますが、政府方針、労働者の賃金、物価水準等の動向に対し、その実効性を確保する観点から、県内外の経済情勢や各種指標、春闘の状況等も踏まえ、また、中賃において、目安額の諮問が行われたことを考慮いたしまして、本年の茨城県最低賃金額の改正の調査審議が必要との判断に至り、局長からの諮問とさせていただきます。何卒、ご理解の上、ご審議をよろしくお願いいたします。

清山会長

はい。それでは、ただ今の諮問に関する説明につきまして、何かご質問等はございますか。

全委員

(質問等なし)

清山会長

よろしいでしょうか。それでは続きまして、資料の説明を

事務局にお願いしたいと思います。

平戸指導官

それでは私から、資料No. 5 から20まで説明させていただきます。まず、11ページをご覧ください。資料No. 5 となります。これは、内閣府が発表している月例経済報告、令和5年6月発表分となりますが、総論は、景気は、緩やかに回復している、とされています。12ページをご覧くださいと、先月5月月例からの主要変更点が記載されておりますが、主要点として、個人消費、設備投資は先月に引き続き、持ち直している、とされており、住宅建設以降についても先月判断とほぼ同様となっています。この中で企業収益については、総じてみれば緩やかに改善している、雇用情勢については、このところ改善の動きがみられる、とされています。その反面、国内企業物価については、このところ緩やかに下落している、とされています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある、との見通しがなされています。

続いて21ページ、資料No. 6 をご覧ください。これは、令和5年5月31日付け内閣府政策統括官による地域経済動向令和5年6月発表分になりますが、次の23ページの景況判断が、北関東地域については前回の令和5年3月に比べ、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している、でしたが、今回は、緩やかに回復している、とされており。25ページの各地域の景況判断と主要変更点を確認すると、鉱工業生産について、持ち直しの動きに足踏みがみられる、から、持ち直しの動きがみられる、個人消費については、緩やかに持ち直している、から、持ち直している、と上方に変更されて

います。

続きまして、34ページ、資料No. 7をご覧ください。これは、日本銀行水戸事務所が令和5年6月7日に発表した茨城県金融経済概況ですが、この要旨として、県内景気は既往の資源高や、海外経済減速の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、基調としては持ち直している、とされています。

続きまして、46ページ、資料No. 8をご覧ください。これは、令和5年4月3日付け日本銀行水戸事務所が発表した2023年3月企業短期経済観測調査結果（茨城県）、いわゆる短観と呼ばれる資料ですが、この総論としては全産業で業況判断指数D. I、ディフュージョン・インデックスについては、製造業、非製造業ともに悪化し、全産業では良い超幅が縮小したとされています。先行きの予測でも製造業、非製造業ともに悪化し、全産業では悪い超に転化すると見込まれています。

続きまして50ページ、資料No. 9になります。これは、令和5年4月に水戸財務事務所が発表した茨城県の経済情勢報告になります。この中の総括判断としては、前回令和5年1月に対し、緩やかに持ち直している、とされています。

次の60ページ、資料No.10、全国中小企業動向調査結果、86ページの資料No.11、中小企業景況調査2023年5月要約版、90ページ、資料No.12、中小企業動向トピックス、これらはそれぞれ日本金融政策公庫から公表されている資料となります。これも昨年同様、審議会において中小企業の状況がわかるような資料があれば良いといった意見をいただいていたことから全国版ではありますが本年も資料とさせていただきます。この中で、景況等につきましては61ページの全国中小企業動向調査結果によると、小企業については、小企業の景況は、厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられる、中小企業の景況については、中小企業の景況は一部に動きが

あるものの、持ち直しの動きがみられる、とされています。

続きまして94ページ、資料No.13につきましては、県統計課から公表されております茨城県の経済動向になります。令和4年10月から12月にかけての経済指標データとなっています。各種調査結果等を踏まえた動向は、109ページに参考に表示されているようです。

続いて110ページへ進んでいきますと、数値が細かくなっていますが資料No.14、茨城県各種指標、次111ページが資料No.15、全国各種指標となります。これは、当貸金室で各関係機関が発表している各種データを一覧表に取りまとめたものになっております。まず、110ページの茨城県各種指標の数値では、左から2列目鉱工業生産につきましては、前期比やや下降が続いています。その右隣に進んで、倒産件数について、去年は増加の傾向がみられましたが、本年もやや同じような傾向となっています。その2列右へ移って、消費者物価については前年比上昇しています。さらに右列に進んでいただいて、毎月勤労統計における、現金給与総額、きまって支給する給与額については同じような傾向がみられています。

次に、111ページの全国各種指標のうち、一番左に国内総生産の推移がありますが、直近の数値では前年比を上回っています。

続きまして、112ページ資料No.16となります。これは、日本経済団体連合会発表の2023春季労使交渉・業種別回答一覧です。大手は総平均が3.91%、次ページの中小では総平均2.94%アップした結果となっております。

続きまして、114ページからになります。資料No.17となります。こちらは、日本労働組合総連合会が令和5年6月5日に発表した2023春季生活闘争第6回回答集計結果になります。この回答につきましては平均賃金方式というものになりますが、回答額賃上げ計が去年は6,049円、2.09%に対し10,807円、3.66%となっており、300人未満の中小企業では

去年は4,857円、1.97%であるのに対し、8,328円、3.36%と、昨年より大幅に上回っています。非正規労働者の賃上げにつきましても、去年の時給が22.15円、月給3,737円に対し本年は時給39.53円、月給6,703円となっております。

次、119ページからの最低賃金引上げの影響及び中小企業の賃上げに関する調査につきましては、日本・東京商工会議所が公表した資料であり、中小企業の最低賃金の改定に伴う様々な効果、影響等について調査した結果となっております。

次の146ページ、これは茨城労働局で発表している県内の雇用情勢の概況になります。こちらにつきましては先週金曜30日に本日令和5年5月分が公表されましたので、資料とは別に配付させていただいております。添付しました資料の4月分に対し5月分では、有効求人倍率が1.39倍となり、4月より0.02ポイント下回りました。全国では19番目となります。基調判断としては、県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある、とされています。

続いて、162ページへ進んでいただきますと、資料No.20になります。これは、去年の地域別最低賃金の改定状況を一覧表にまとめたものです。去年の結果ということでお知らせします。以上で、私からの説明は終了させていただきます。

川野室長

続きまして、私の方から賃上げに伴う支援事業について、説明させていただきます。資料については、この資料とは別にあります参考資料になります。

まず、参考資料③令和5年度業務改善助成金のご案内をご覧ください。業務改善助成金につきましては、皆様ご承知のとおり、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金の引上げを図る中小企業、小規模事業者を支援する助成金です。ま

た、業務改善助成金については、昨年度、中賃の答申を踏まえ、昨年9月1日以降、拡充を行ったこともありまして、本年3月末で、通常コースと特例コースと合わせ、全国で7,205件、茨城局でも144件という件数の申請となっております。また、当初、本年1月31日までとしていた通常コースの申請期限の延長を重ねまして、令和5年度においても、令和4年度中に拡充した内容を引き続き措置し、令和6年1月31日まで申請期限が延長されております。さらに業務改善助成金につきましては、昨年度の大幅な最賃の改定に伴い、最賃の答申においても、中小企業・小規模事業者への支援策を付帯事項として決議を受けたこともありまして、業務改善助成金については、引き続き、労働局を挙げまして、積極的な活用勧奨の周知に取り組んでいるところです。委員の皆様も、関係者へのご案内の機会等がございましたら、よろしくお願いいたします。

続きまして、参考資料④のキャリアアップ助成金のご案内のリーフレットをご覧ください。キャリアアップ助成金については、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の処遇改善を推進するとともに、企業内での正社員化などのキャリアアップを促進するための助成金です。茨城局では、ここ数年は、年間700から800台の申請件数を受理しておりますが、一昨年度は794件の申請、昨年度は830件の申請と聞いております。

次に、参考資料⑤の働き方改革関連法に伴う、働き方改革に係る全般的な支援を行います、茨城働き方改革推進支援センターのリーフレットです。当センターは、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和など、企業の皆様からの電話相談のほか、専門家訪問による助言・提案、各種セミナーへの講師派遣などに無料で対応しております。厳しい経営状況の中、特に大きな打撃を受けている中小企業・小規模事業者に対する

支援の相談等にご活用いただき、委員の皆様も関係者へのご案内の機会がございましたら、よろしく願いいたします。

その他、参考資料⑥として、茨城県のホームページに掲載されております中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブックの目次を抜粋し添付いたしましたので、参考にしていただければと思います。

また、参考資料⑦として、厚生労働省と中小企業庁の連名で作成されております、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルも添付させていただきますので参考にしていただければと思います。

続きまして、関係団体等から、これまでにしている要請書、意見書、声明文をご報告させていただきます。

本年3月10日に開催いたしました、昨年度の第九回審議会開催以降、審議会、審議会会長、局長あてに1つの要請書、2つの意見書と1つの声明文が提出されております。時間の都合上、要旨、要望事項のみの説明とさせていただきます。

1つ目は、資料No.21、163ページになります。3月25日付けで、茨城労働局長あてに茨城ユニオン様から、最低賃金の再改定を茨城最低賃金審議会に諮問することを求める要請書が提出されております。要旨としましては、10月と言わず一刻も早く物価高騰を上回る最低賃金の改定を行うこと。最低賃金1,500円を早期に目指すこと。全国一律最低賃金制度に向けた制度改正を行うこと。全ての最低賃金審議会を完全公開すること。

2つ目は、資料No.22、165ページになります。3月17日付けで、審議会会長あてに、筑西市議会議長様から、最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書が提出されております。要旨としましては、請願項目にありますように、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。ワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時時給1,000円以上に引上げ、時給1,500円

をめざすこと。最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。

3つ目は、資料No.23、167ページをご覧ください。3月22日付けで、審議会会長あてに、城里町議会議長様から、最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書が提出されております。要旨としましては、筑西市議会議長様からの請願項目と全く同じです。

4つ目は、資料No.24、168から169ページをご覧ください。茨城県弁護士会会長様から審議会あてに、最低賃金額の大幅な引上げを求めるとした会長声明が6月12日付けで提出されております。要旨としましては、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題である。労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないと分析されていることから、全国一律最低賃金制度についても積極的に検討すべきである。現在、国が実施している最低賃金引上げに伴い影響を受ける中小企業への支援策である、業務改善助成金制度は、支援は未だ十分なものとは言い難く、我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引上げても円滑に企業運営が行えるように、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減する等の十分な支援策を講じることが必要である。地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会、茨城地方最低賃金審議会において、最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める、というものです。以上です。

清山会長

ありがとうございました。それではここまでの資料につきまして、何かご質問・ご意見等はございますか。たくさん資料を一気に渡されて、皆さん大変だと思います。お持ち帰りになりまして、今年の特徴について把握していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

大変だと思いますけれども、しっかり読ませていただきたいと思います。それでは、配付資料についての質疑は終了とします。続きまして、茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置についての議題に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

川野室長

ご説明いたします。最低賃金法第25条2項により、最低賃金審議会は、最低賃金の決定、または、その改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない、と定められております。専門部会は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員各同数で、9人以内とされており、局長が任命いたしますが、例年、公労使各3名の委員を任命させていただいております。労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、本日これから候補者推薦の公示をいたします。推薦期間については、7月18日火曜日までの予定といたしますので、労使の団体からの推薦をよろしく願いいたします。なお、公益代表委員は、局長が任命させていただきます。また、最低賃金審議会令第6条5項で、審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と規定されております。この規程の適用につきまして、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

清山会長

それでは、最低賃金の決定については、従来から専門部会の決議をもちまして本審の決議とする最低賃金審議会令第6条第5項は適用せずに、本審において決めていましたが、例年どおりでよろしいでしょうか。

委員

(例年どおりの声)

清山会長

ありがとうございます。特にご意見がなければ、最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、本審にて決定するということにしたいと思います。続きまして、議題(6)の今後の審議日程についてお諮りしたいと思います。審議会の日程についてはあらかじめ調整していただいていると思いますので、この提案について事務局で説明してください。

川野室長

委員の皆様方には、開催日程の調整当たり、大変お忙しい中、ありがとうございます。既に委員の皆様には、審議会開催予定の通知は差し上げておりますが、本日、資料とは別に、参考資料⑧としてお手元に、開催予定表を配付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。開催日程につきましては、例年どおりの10月1日の効力発生を想定しまして、委員の皆様のご都合と定足数を念頭に置いて、出席人数の多い日で日程を組ませていただいていることにご理解をいただきたいと思います。中賃における目安の答申予定が7月28日か31日、もしかすると昨年同様に8月にずれ込むということも考えられますが、皆様の日程調整の結果、目安伝達のための第二回本審を8月2日水曜日10時から開催したいと思っております。そして、当日第二回本審を終了した後、第1回専門部会を引き続き開催したいと思っております。第2回専門部会は、8月3日木曜日15時30分から、第3回専門部会を8月7日月曜日15時から開催したいと思っております。その後、第3回専門部会を終了した後に、第三回本審を、専門部会の審議の時間にもよりますが、遅い時間で大変申し訳ございませんが、概ね17時分頃から予定したいと思っております。異議申し出の審議のための第四回本審は、局長への答申後の公示期間の15日間を勘案いたしますと、異議申し出の締切日が8月22日火曜日となります。8月23日水曜日

10時から予定したいと思っております。

以上、今後の審議内容にもよりますが、予定しております審議の日程とさせていただきます。なお、会場は、全てこの場所となっております。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。日程について、よろしいでしょうか。

委 員

(了承の声)

清山会長

大変お忙しい中で、8月の第一週から二週目の最初の7日にかけて、皆様スケジュールを確保するのにご苦労されていると思いますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。続きまして、事務局から関係労使の意見聴取の取り扱いについて、説明をしていただいてその上で意見聴取を例年どおり行うかどうかということについて、お話ししたいと思います。

川野室長

本日、茨城県最低賃金改正の諮問をさせていただきましたが、改正にあたっては、最低賃金法第25条5項に基づき、関係労使の意見を聴くことになっておりますので、その公示を本審議会のあとに行う予定です。意見については、文書をもって提出していただく旨の公示を行います。意見はこの場に出席を求めて聴くことも出来る、とありますので、その取扱いについては審議会で決定することとなっております。意見聴取は、次回8月2日開催の第二回本審で行いたいと思っておりますが、準備の都合等もございますので、本日この審議会においてお決めいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

清山会長

昨年度は、13団体から意見書の提出がありまして、目安

伝達の審議会で、ご希望のところは意見聴取をいたしました。例年どおりしたいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

委員

(了承の声)

清山会長

それでは、労使ともに例年どおり意見聴取の希望があるところは、聴取したいということですので、そのようにいたしたいと思っております。

私がいただいている議題につきましては、ここまできかと思っておりますけれども、事務局の方で追加議案等ありましたら、よろしく申し上げます。

川野室長

連絡事項になります。特定最低賃金の関係になります。本年2月28日付けで労働者側から、特定最低賃金の改正にかかる意向表明が行われております。特定最低賃金額の改正の申出書については、遅くとも、今月、7月中旬くらいまでに提出のほどよろしくお願いいたします。また、お願い事で恐縮ですが、県最賃の審議が終了しましたら、本年度の特定最賃の審議に移行したいと思っております。特定最賃の改正の必要性の諮問前で誠に恐縮ではありますが、委員の皆様スケジュールの確保や会場の確保など円滑な審議会運営を図る関係から、委員の皆様方に第五回から第八回本審にかかる日程調整をさせていただきました。また、9月下旬から10月末に開催を予定しております特賃専門部会の日程につきましては、概ね8月下旬頃から、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の上、ご対応をどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。ただ今のご説明でよろ

しいでしょうか。特賃の方のスケジュールが遅れるのは、委員の方が新しく変わる可能性があるから、8月の終わりくらいからでないと日程調整に入れれないということでした。皆さん大変だと思いますけれども、調整にご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、他に労使の方からございますか。よろしいですか。

大森委員

大丈夫です。

澤畑委員

はい。

清山会長

それでは、以上をもちまして、第一回茨城地方最低賃金審議会を終了いたします。次回の第二回茨城地方最低賃金審議会は、8月2日水曜日午前10時からこの会議室で開催いたします。ご出席をよろしくお願いいたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。